

臨床研修病院の募集定員設定（募集定員の配分基準の策定）について

R3.2.15 医療政策課

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと等に伴い、令和3年度開始分から、従来国が行っていた臨床研修病院の募集定員の設定を、医療対策協議会の意見を踏まえ、県で行うこととなった。

このため、募集定員を設定するにあたり、「臨床研修病院に係る募集定員の配分基準」を策定することとし、この基準に基づいて、各臨床研修病院の募集定員を県で設定することとする。

なお、令和4年度開始分の募集定員設定結果については、令和3年4月末までに各臨床研修病院に通知する（予定）。

【国から示された募集定員の上限】

R4年度臨床研修定員	(参考) R3年度臨床研修定員
146人（昨年比7人減）	153人

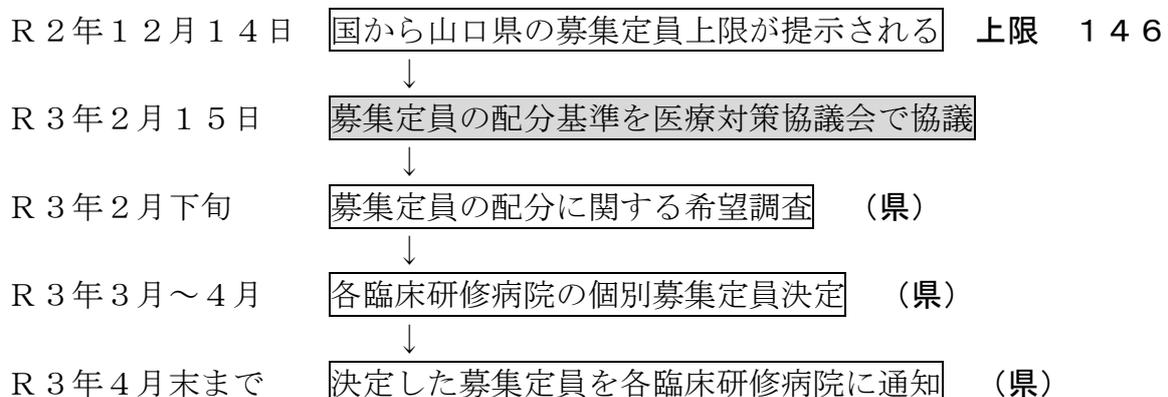
(参考1)

1 臨床研修に関する権限移譲内容及び国との役割分担

項目	国が引き続き行う事務	県へ移譲される事務
医療対策協議会の開催		◎【新規】
臨床研修病院の指定、取消	○（指定基準の策定）	◎（個別病院の指定）
臨床研修病院の定員設定	○（各県の上限を設定）	◎（個別病院の定員設定）
指定継続にかかる訪問調査	—	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
年次報告の受理	—	◎
プログラム変更等の受理	—	◎

◎：主体的に担う事務 ○：補佐的に担う事務 —：全部移譲される事務

2 募集定員決定スケジュール



(参考2：参照条文)

◆医師法（昭和23年法律第201号） 一抄一

- 第16条の3 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第1項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第2項及び次条第1項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第16条の8において同じ。）の定員を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第1項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、第3項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
 - 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第3項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

臨床研修病院に係る募集定員（令和4年度開始分）の配分基準（案）

臨床研修医の確保・定着の観点から、各病院における臨床研修医の確保実績、協力型病院としての受入実績や初期臨床研修後の医師の県内定着率等に着目し、以下の配分基準により、募集定員の配分を行う。

[配分基準]

原則	<p>① 臨床研修病院に係る募集定員の配分に関する希望調査を実施した上で、各病院の募集定員の希望数に応じて、募集定員を配分する。</p> <p style="padding-left: 20px;">調査項目：1 募集定員の希望数 2 協力型病院としての実績 3 県内定着率 4 指導医数</p> <p>ただし、各病院の募集定員の希望総数が、国の示した都道府県の募集定員上限を上回る場合、次の方法により配分を行う。</p>
1 基礎値の算定	<p>① 直近の最終採用数を募集定員の基礎値とする。ただし、病院の希望数が最終採用数を下回る場合、希望数を基礎値とする。なお、山口大学医学部附属病院にあっては、小児科・産科婦人科・周産期コースを除く最終採用数に、小児科・産科婦人科・周産期コースの定員（4）を加えた数を基礎値とする。</p> <p>② ①によってもなお、各病院の基礎値の総数が国の示した都道府県の募集定員上限を上回る場合、募集定員の基礎値を各病院の最終採用数から1を減じた数（希望数の方が小さい場合は希望数）とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、最終採用数が2に満たない場合でも、最低プログラム人員として2名の募集定員を配分する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、医師少数区域に所在する病院について、国から示された医師少数区域の人口によって加算された配分数を優先的に配分することとしているが、同配分数は令和4年度においては1となっているので、最低プログラム人員として2名の募集定員を配分する。</p>
2 加算	<p>1により算定された基礎値の総数が、国の示した都道府県の募集定員上限を下回る場合、次の方法により、国の示した都道府県の募集定員上限に至るまで加算し定員の配分を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、希望数を限度とする。</p> <p>① 県内基幹病院の協力型病院としての研修医受入実績を勘案し、年間12月（1名相当）以上の受入実績のある病院を対象に、実績の多い病院から順に1名を配分する。</p> <p>② 各臨床研修病院の県内定着率（※1）と県内定着寄与率（※2）を算出し、両者を乗じて得られた数値の大きい病院から順に、1名を配分する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、両者を乗じて得られた数値がゼロとなる病院には配分しない。</p> <p>※1 県内定着率 A（Bのうち県内で勤務する医師数（R2.5.1時点））／B（前年度各病院の2年目臨床研修医数）</p> <p>※2 県内定着寄与率 A（Bのうち県内で勤務する医師数（R2.5.1時点））／C（Aの県内合計）</p> <p>③ 指導医数が多い病院から順に、1名を配分する。</p>

※上記基準により難しい事情（同順位等）が生じた場合は、県と関係病院との協議により決する。

令和3年度臨床研修募集定員の配分結果

病院名	R3定員
独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	12
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	2
独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院	18
地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	17
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会山口総合病院	7
総合病院山口赤十字病院	8
山口県厚生農業協同組合連合会 小郡第一総合病院	2
山口大学医学部附属病院 ※	24
宇部興産中央病院	5
医療生活協同組合健文会 宇部協立病院	2
独立行政法人労働者健康福祉機構 山口労災病院	5
独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター	5
独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	15
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会下関総合病院	10
地方独立行政法人 下関市立市民病院	5
計	137

県募集定員上限値

153

※ 山口大学医学部附属病院については、小児科・産科プログラム加算4人を含む。